議案第98号　説明資料

特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例（第１条関係）の該当部分　新旧対照表

現　　行　　条　　例	改　　正　　条　　例
○特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例 （昭和43年12月23日　条例第30号） 第１条～第３条　　略 （期末手当の支給日及び額） 第４条　特別職の職員の期末手当は、６月１日及び12月１日にそれぞれ在職する者に支給する。 ２　前項の期末手当の額は、給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の232.5を乗じて得た額とする。 第５条　　略	○特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例 （昭和43年12月23日　条例第30号） 第１条～第３条　　略 （期末手当の支給日及び額） 第４条　特別職の職員の期末手当は、６月１日及び12月１日にそれぞれ在職する者に支給する。 ２　前項の期末手当の額は、給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、６月に支給する場合には100分の232.5、12月に支給する場合には100分の237.5を乗じて得た額とする。 第５条　　略

特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例（第２条関係）の該当部分新旧対照表

現　　行　　条　　例	改　　正　　条　　例
○特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例 （昭和43年12月23日　条例第30号） 第１条～第３条　　略 （期末手当の支給日及び額） 第４条　特別職の職員の期末手当は、６月１日及び12月１日にそれぞれ在職する者に支給する。 ２　前項の期末手当の額は、給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、６月に支給する場合には100分の232.5、12月に支給する場合には100分の237.5を乗じて得た額とする。 第５条　　略	○特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例 （昭和43年12月23日　条例第30号） 第１条～第３条　　略 （期末手当の支給日及び額） 第４条　特別職の職員の期末手当は、６月１日及び12月１日にそれぞれ在職する者に支給する。 ２　前項の期末手当の額は、給料月額及びその給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の235を乗じて得た額とする。 第５条　　略